

愛媛県大規模小売店舗立地審議会次第

日時 令和6年8月30日（金）10：00～12：00

場所 県議会議事堂4階総務企画委員会室

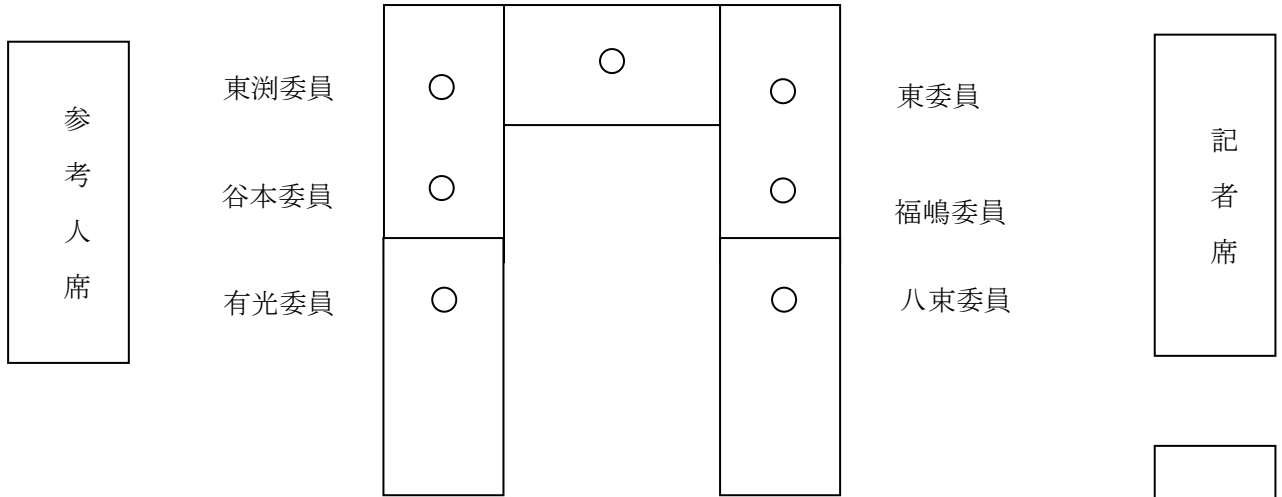
- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 届出案件についての審議
[届出] 1件
・オズメッセ西敷地（大洲市）【新設】…………… 1～6
- 4 その他
（1）次回以降の審議案件の概要等…………… 7， 8
（2）フォローアップ調査について…………… 9
- 5 閉 会

愛媛県大規模小売店舗立地審議会配席図

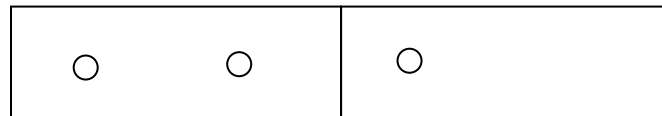
日時 令和6年8月30日(金) 10:00~12:00

場所 県議会議事堂4階総務企画委員会室

(会 長)



傍
聴
人
席



係 川口係長 石丸主幹



係 係

(事 務 局)

出
入
口

オズメッセ西敷地（新設）届出概要

店舗の名称	オズメッセ西敷地
所在地	大洲市東大洲 1587 番地 1 外
設置者 (本社)	愛媛たいき農業協同組合（大洲市）
小売業者 (販売物品)	株式会社ヘンミ（雑貨、衣料品等）
新設年月日	令和 6 年 9 月 1 日
店舗面積	1, 6 1 5 m ²
施設の配置に関する事項	
(1) 駐車場の収容台数	6 4 台（基準値 6 4 台）
(2) 駐輪場の収容台数	2 2 台（参考値 4 7 台）
(3) 荷さばき施設の面積	4 5. 0 m ²
(4) 廃棄物等の保管施設の容量	7. 6 m ³ （基準値 7. 5 m ³ ）
施設の運営方法に関する事項	
(1) 開店時刻及び閉店時刻	株式会社ヘンミ 午前 9 時～午後 9 時
(2) 駐車場の利用可能時間帯	午前 8 時 3 0 分～午後 9 時 3 0 分
(3) 駐車場の出入口の数	3 箇所
(4) 荷さばき可能時間帯	午前 6 時～午後 1 0 時

○届出年月日 令和 6 年 1 月 2 9 日

○公告年月日 令和 6 年 2 月 2 0 日

○説明会開催日 令和 6 年 3 月 1 8 日（届出日から 2 か月以内）

○県意見提示期限 令和 6 年 9 月 2 9 日（届出日から 8 か月以内）

オズメッセ西敷地指針配慮事項の対応状況

指針配慮事項	設置者による対応状況	評価
I 基本事項		
1 事前の調査等	・所轄警察署、道路管理者、県、店舗設置市と事前協議済み。	○
2 まちづくりに関する公的計画との整合性	・用途地域：準工業地域	○
3 深夜営業についての考え方	・深夜営業は行わない。	○
4 説明会の開催	・日時：令和6年3月18日（月）18：00～18：45 ・場所：JA 愛媛たいき本所（オズメッセ西敷地内） （大洲市東大洲 1582 番地） ・出席者：3名	○
5 対応策の履行	・施工業者と設置者である愛媛たいき農業協同組合担当者、立地法担当の株式会社五星担当者として、立地法届出図面と施工現場との摺り合わせを行う。 ・設置者の開発（立地法）担当者から店舗責任者（店長）へ届出内容の説明を行う。なお、変更届が必要となる事項については、重点的に説明を行う。また、従業員へは、社員教育時に説明を行う。	○
6 事前の予測と乖離が生じた場合の追加的対策	・事前の予測と乖離が生じた場合は、設置者にて調整・対応し、場合により行政にも相談を行う。 ・お客様や地域住民等、外部からの意見や苦情等を受けた場合は、その内容を確認・検討し、必要に応じて行政の所管部局へ連絡するなど、対策を講じる。	○
7 繁忙期等の追加的対策	・オープン時には駐車場出入口等に交通整理員を配置する。 ・状況に応じて、繁忙期には、駐車場出入口等に交通整理員を配置する。 ・交通整理員は各出入口に1名を想定し、状況に応じて増員、減員する。 ・従業員用駐車場はオープン時には来客用で一部開放する。 ・臨時駐車場は隣接するオズメッセ東敷地・南敷地内の一部に確保することを検討している。 ・オープン期間中駐車場が満車となる場合は、入店制限を行い、時間をずらして来店いただくよう案内する。	○
8 地域貢献に関する取組み	・地元より祭りや各種行事への協力依頼があれば検討する。 ・地元業者、県内業者との取引を促進する。 ・従業員の地元採用を積極的に推進する。 ・地元小中学校より職場体験の要望等があれば、調整したうえで対応する。 ・警察署、消防署等との連絡が速やかに行えるよう連絡表を作成し、マニュアル化する。 ・災害時においては、地方公共団体から要請があった場合、災害時の避難場所として駐車場敷地の一部の使用や、店舗で扱っている商品の緊急時における提供について、協議検討のうえ協力する。 ・定期的に（週1～2回程度）店舗周辺の清掃を行う。 ・万一撤退せざるを得ない場合においては、「早期の情報提供」、「後継店の確保」、「従業員雇用の確保」、「取引先企業への対応」、「店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止」などについて誠意を持って対応する。	○

II 大規模小売店舗の施設の配置および運営方法に関する事項		
1 住民等の利便の確保 (1) 駐車需要の充足等 交通に係る事項 ① 駐車場の必要台数の確保	<p>収容台数：64 台（一般用 62 台 身障者用 2 台）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針基準値による必要台数 64 台を確保している。 	○
② 駐車場の位置及び構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗敷地内に設け、平面自走式駐車場（ゲートなし）である。 ・出入口を 3 箇所設置する。 ・入庫処理能力は出入口 1 箇所あたり 450 台／時間であり、ピーク時来店台数の 98 台/時を上回る。 	○
③ 駐輪場の確保等	<p>収容台数：22 台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗立地法の指針に示される参考値（店舗面積 35 m²あたり 1 台）によると必要駐輪台数は 47 台となるが、類似店舗等にて調査を行った結果、以下のとおり必要駐輪台数を充足していると予測される。 <p>（無印良品分） 調査対象店舗：無印良品 燕店（新潟県燕市） 1,650 m² 駐輪場設置台数は 16 台であるが、ピーク時における利用台数は 10 台弱であり、不足は発生していない。</p> <p>（オズメッセ南敷地分） 休日（令和 5 年 11 月 5 日（日））ピーク時 3 台。 平日（令和 5 年 11 月 7 日（火））ピーク時 2 台。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動二輪車は、駐輪場を共用で利用する。 	○
④ 荷捌き施設の整備等	<p>荷さばき施設の面積：45 m²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき施設は処理能力(3 台/時)を確保しており、ピーク時 1 時間の搬入車両による負荷 (1 台/時) を上回っている。 <p>※荷さばき平均作業時間は 20 分。</p>	○
⑤ 経路の設定、円滑な入出庫対策等	<p>（経路の設定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商圈を半径 2km とし、国道 56 号線、国道 56 号線（大洲道路）を経由する市道オズメッセ東通り線、市道オズメッセ中央通り線を主要アクセス経路とする。 <p>【東方面】ゾーン A (来店) 国道 56 線を西進→交差点①を直進→市道オズメッセ東通り線を左折→出入口 2 又は 3 を右折により来店 (退店) 出入口 1 を左折→市道オズメッセ東通り線を東進→国道 56 号線(大洲道路) を左折→交差点①を右折により退店</p> <p>【南方面】ゾーン B (来店) 国道 56 号線（大洲道路）を北進→市道オズメッセ西通り線を左折→市道オズメッセ西通り線を西進→市道オズメッセ西通り線を北進→市道オズメッセ中央通り線を右折→出入口 1 を左折により来店 (退店) 出入口 1 を左折→市道オズメッセ東通り線を東進→国道 56 号線(大洲道路) を右折により退店</p> <p>【北方面】ゾーン C (来店) 市道東大洲 28 号線を南進→交差点②を直進→市道オズメッセ西通り線を南進→市道オズメッセ中央通り線を左折→出入口 1 を左折により来店</p>	○

	<p>(退店) 出入口 3 を左折→市道オズメッセ東通り線を北進→国道 56 号線を左折→交差点②を右折により退店 【西方面】ゾーンD (来店) 国道 56 号線を北東進→交差点②を右折→市道オズメッセ西通り線を南進→市道オズメッセ中央通り線を左折→出入口 1 を左折により来店 (退店) 出入口 3 を左折→市道オズメッセ東通り線を北進→国道 56 号線を左折→交差点②を直進→国道 56 号線を南西進により退店 (円滑な入出庫対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口付近に出入口を示す看板を設置する。 ・ 新聞の折込チラシに案内図を印刷し、来客へ案内経路を周知する。 ・ 交通整理員は各出入口に 1 名を想定し、状況に応じて増員、減員する。 ・ オープン時及び平常時において、来客車両による渋滞等により周辺に影響が生じた場合や、地元警察署より渋滞解消や安全への対策の要望があった場合には、店長が状況確認し、関係機関との協議により対応する。 	
(2) 歩行者の通行の利便の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗敷地内に場内歩行者通路を確保する。 ・ 出入口付近に停止線を設置し、出庫車両の一旦停止と前面道路の歩行者への安全確認を促す。 ・ 出入口前面道路は、小中学校の通学路に指定されていないものの、出入口付近の見通しを確保した構造とする。 	○
(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品の簡易包装、梱包に努める。 ・ 段ボールの再資源化を図る。 	○
(4) 防災・防犯対策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体から要請があった場合、災害時の避難場所として駐車場敷地の一部の使用や、店舗で扱っている商品の緊急時における提供について、協議検討のうえ協力する。 ・ 警察、自治会、PTA等の関係機関、地元団体から防犯対策について協力要請がある場合は、可能な限り協力する。 ・ 駐車場利用可能時間帯以外は出入口をプラチェーン等で閉鎖する。 ・ 定期的巡回による青少年等の蟻集防止や犯罪防止、防犯カメラの設置による死角の排除、防犯灯の適切な配置、必要に応じた声かけなど、可能な防犯対策を講じる。 	○

<p>2 騒音の発生その他による周辺地域の生活環境の悪化防止</p> <p>(1) 騒音の発生に係る事項</p> <p>① 騒音に対応するための対応策</p>	<p>(荷さばき施設及び作業に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 荷さばき施設に十分なスペースを確保することで、荷さばき時間の短縮により周辺への騒音の影響低減を図る。 アイドリング停止を徹底する。 <p>(廃棄物収集作業に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間に収集作業は行わない。(収集時間帯：午前6時～午後6時) <p>(設備機器に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音発生源となる設備機器については、低騒音型機種を導入する。また、定期的な保守点検により故障等による異音の発生を防ぐ。 設備機器は騒音規制法及び愛媛県公害防止条例に該当しない。 <p>(駐車場の騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員や納入業者、ごみ収集業者に対し、場内低速走行の遵守を徹底させる。 <p>(BGM等の営業宣伝活動に係る騒音対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> BGM等屋外への営業宣伝活動は行わない。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音に関して苦情等問題が発生した場合は、誠意をもって対応する。 	○																																																										
<p>② 騒音の予測・評価</p>	<p>等価騒音レベル</p> <table border="1" data-bbox="544 831 1442 1140"> <thead> <tr> <th colspan="4">【昼間】 (単位：dB)</th> <th colspan="4">【夜間】 (単位：dB)</th> </tr> <tr> <th>地点</th> <th>類型</th> <th>基準値</th> <th>予測値</th> <th>地点</th> <th>類型</th> <th>基準値</th> <th>予測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td rowspan="6">C</td> <td rowspan="6">60</td> <td>44.0</td> <td>A</td> <td rowspan="6">C</td> <td rowspan="6">50</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>B 1 F</td> <td>33.3</td> <td>B 1 F</td> <td>8.2</td> </tr> <tr> <td>B 2 F</td> <td>33.5</td> <td>B 2 F</td> <td>8.2</td> </tr> <tr> <td>C 1 F</td> <td>35.6</td> <td>C 1 F</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>C 2 F</td> <td>35.6</td> <td>C 2 F</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>27.4</td> <td>D</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ C類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域</p> <p>等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともにすべての予測地点で環境基準を満足している。</p> <p>夜間の騒音発生源ごとの最大値 (単位：dB)</p> <table border="1" data-bbox="544 1364 1171 1559"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>区域</th> <th>基準値</th> <th>予測値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td rowspan="4">第3種</td> <td rowspan="4">50</td> <td>16.3</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>9.5</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>10.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第3種区域：住居の用に合わせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域</p> <p>夜間の騒音発生源ごとの最大値について、すべての予測地点で基準値を下回った。</p>	【昼間】 (単位：dB)				【夜間】 (単位：dB)				地点	類型	基準値	予測値	地点	類型	基準値	予測値	A	C	60	44.0	A	C	50	0.7	B 1 F	33.3	B 1 F	8.2	B 2 F	33.5	B 2 F	8.2	C 1 F	35.6	C 1 F	3.9	C 2 F	35.6	C 2 F	3.9	D	27.4	D	0.3	地点	区域	基準値	予測値	A	第3種	50	16.3	B	9.5	C	6.5	D	10.1	○
【昼間】 (単位：dB)				【夜間】 (単位：dB)																																																								
地点	類型	基準値	予測値	地点	類型	基準値	予測値																																																					
A	C	60	44.0	A	C	50	0.7																																																					
B 1 F			33.3	B 1 F			8.2																																																					
B 2 F			33.5	B 2 F			8.2																																																					
C 1 F			35.6	C 1 F			3.9																																																					
C 2 F			35.6	C 2 F			3.9																																																					
D			27.4	D			0.3																																																					
地点	区域	基準値	予測値																																																									
A	第3種	50	16.3																																																									
B			9.5																																																									
C			6.5																																																									
D			10.1																																																									
<p>(2) 廃棄物に係る事項等</p> <p>① 廃棄物等の保管</p>	<p>廃棄物保管施設の容量 7.6m³</p> <ul style="list-style-type: none"> 指針で定める必要な廃棄物保管容量 7.5 m³を確保している。 	○																																																										
<p>② 廃棄物等の処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 屋内で適切に保管する。 許可業者による運搬・処理を行う。 	○																																																										
<p>③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方針について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみの密閉保管や施設の定期的な洗浄など適正な管理を行い、ゴミの散乱・異臭防止を図る。 	○																																																										

(3) 街並みづくり等への配慮等	(景観への配慮) ・周辺の景観に配慮し、違和感の生じない色合いやデザインとする。 (光害対策) ・屋外照明、広告照明は周辺に影響が出ないよう方向や強さに配慮し、点灯時間は日没 30 分前から閉店時刻までに限り、その他時間帯は消灯するなど、光害を生じないようにする。 (その他) ・敷地内に緑地を配置する。	○
指針の配慮事項以外の項目		
バリアフリーへの対応	・身障者用駐車場 (3.5m×5.0m : 2 台) を確保する。	○
環境への配慮	・照明設備はLEDとし、消費電力の低減に努める。	○

オズメッセ西敷地に係る意見の検討結果

○市町等からの意見

意見提出者	意見の概要	設置者の対応	評価
大洲市	意見なし	—	—
一般住民等	意見なし	—	—

○県の意見 (案) 意見なし

4 その他

(1) 次回以降の審査案件

大規模小売店舗 の名称 (所在地)	主な届出内容 (新設・変更日)	届出 年月日	公 告 年月日	説明会 開催日	市町村 意見期限	県の意見 提示期限
(仮称) ダイレックス新居浜高専通り店 (新居浜市)	新設 (店舗面積1,252㎡) (R6.12.5)	R6.4.4	R6.4.23	R6.5.21	R6.8.23	R6.12.4
ドラッグコスモス下松葉店 (西予市)	新設 (店舗面積1,091㎡) (R6.12.27)	R6.4.26	R6.5.10	R6.6.20	R6.9.10	R6.12.26
(仮称) ドラッグストアモリ北条辻店 (松山市)	新設 (店舗面積1,481㎡) (R7.1.2)	R6.5.1	R6.5.17	R6.6.12	R6.9.17	R7.1.1
(仮称) mac 大洲北只店 (大洲市)	新設 (店舗面積1,380㎡) (R7.2.7)	R6.6.6	R6.6.18	R6.7.26	R6.10.18	R7.2.6
ドラッグコスモス北高下店 (今治市)	新設 (店舗面積1,384㎡) (R7.2.14)	R6.6.13	R6.6.25	R6.8.1	R6.10.25	R7.2.13
フジ新居浜店 (新居浜市)	駐車場の位置及び収容台数: 830台⇒98台 馬蹄浴場の位置及び収容台数: 325台⇒77台 荷さばき施設の位置及び面積: 350㎡⇒185㎡ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量: 60㎡⇒27.8㎡ 開店時刻及び閉店時刻: 午前9時～午後10時 ⇒午前9時～午後11時 駐車場利用可能時間帯: 午前8時45分～午後10時15分 ⇒午前8時30分～午後11時30分 駐車場の自動車の出入口の数及び位置: 11箇所 ⇒8箇所 荷さばき可能時間帯: 午前6時～午後6時⇒24時間 (R6.11.20)	R6.6.14	R6.6.28	R6.8.9	R6.10.28	R7.2.14
(仮称) スポーツ小売計画店舗 (松山市)	新設 (店舗面積2,951㎡) (R7.2.27)	R6.6.26	R6.7.9	R6.8.20	R6.11.8	R7.2.26

大規模小売店舗 の名称（所在地）	主な届出内容 （新設・変更日）	届出 年月日	公告 年月日	説明会 開催日	市町村 意見期限	県の意見 提示期限
フレスポ西条店 （西条市）	<p>開店時刻及び閉店時刻： 株式会社レデイ薬局 午前9時～午後10時、株式会社西松屋チェーン・株式会社大創産業 午前10時～午後8時、 株式会社アライアンス 午前10時～午後12時、 大黒天物産株式会社 24時間、株式会社イエローハット 午前10時～午後9時、 えひめ未来農業協同組合 午前8時～午後10時 ⇒株式会社西松屋チェーン・株式会社大創産業 午前10時～午後8時、 株式会社アライアンス 午前10時～午後12時、 大黒天物産株式会社 24時間、 株式会社イエローハット 午前10時～午後9時</p> <p>荷さばき可能時間帯： ①午前7時～午後6時、 ②・③午前6時～午後10時、 ④午前8時～午後12時、 ⑤午前6時～午後8時 ⇒①・②・③午前6時～午後10時、 ④午前8時～午後12時、 ⑤午前6時～午後8時 （R6. 7. 20）</p>	R6. 7. 19	R6. 8. 2	掲示	R6. 12. 2	R7. 3. 19
フジ新居浜店別棟 （新居浜市）	<p>駐車場の位置及び収容台数：72台⇒100台 駐輪場の位置及び収容台数：57台⇒36台 荷さばき施設の位置及び面積：131㎡⇒135㎡ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量：11.9㎡⇒22.4㎡</p> <p>開店時刻及び閉店時刻： 株式会社レデイ薬局、株式会社フジモーターズ 午前10時～午後9時、 株式会社フジ 午前10時～午後12時 ⇒株式会社レデイ薬局、株式会社フジモーターズ 午前9時～午後10時</p> <p>駐車場利用可能時間帯：午前9時45分～午前0時15分⇒午前8時30分～午後10時30分 駐車場の自動車の出入口の数及び位置：4箇所⇒3箇所 荷さばき可能時間帯：午前6時～午後9時⇒午前6時～午後10時 （R7. 3. 25）</p>	R6. 7. 24	R6. 8. 2	R6. 8. 9	R6. 12. 2	R7. 3. 24

※網掛部は審議会案件（新設、増床、市町や住民から法に基づく意見があったもの等）である。

(2) フォローアップ調査について
調査予定等

大規模小売店舗の届出 名称 (所在地)	届出 内容	届出 年月日	法定手続 終了年月日	新設・変更 年月日	実施調査の状況
(仮称) ニトリ四国中央店 (四国中央市)	新設	R5. 3. 17	R5. 9. 29	R5. 10. 6	(四国中央市からの報告) 問題なし。 (県の意見) 設置市が実施した実態調査の結果及び店舗設置者の自己評価の結果、周辺生活環境への問題は発生しておらず、また、周辺住民からの苦情も発生していないため、問題なし。
(仮称) ドラッグコスモス宇和島南店 (宇和島市)	新設	R5. 7. 21	R6. 3. 15	R6. 3. 30	(宇和島市からの報告) 看板等で前向き駐車を案内しているものの来店者が遵守しないことにより、排気ガスが入ってくるとの苦情が隣接住民から発生したが、設置している看板を大きく見やすいように変更する、来店者への再度の声掛けを徹底するなどの2点の対策を実施することを店舗から住民に説明し、納得いただいている。 (県の意見) 設置市が実施した実態調査の結果及び店舗設置者の自己評価の結果、周辺生活環境への問題は発生しておらず、また、周辺住民からの苦情は発生したものの、具体的な対応策を示し、了承いただいているため問題なし。
コープ金子 (新居浜市)	新設	R5. 8. 21	R6. 3. 15	R6. 3. 29	(新居浜市からの報告) 問題なし。 (県の意見) 設置市が実施した実態調査の結果及び店舗設置者の自己評価の結果、周辺生活環境への問題は発生しておらず、また、周辺住民からの苦情も発生していないため、問題なし。
(仮称) ドラッグストアモリ今治別宮町店 (今治市)	新設	R5. 9. 22	R6. 3. 15	R6. 4. 27	(今治市からの報告) 馬鞍場が届出図面と異なる形で配置されている。 (県の意見) 設置市が実施した実態調査の結果及び店舗設置者の自己評価の結果、周辺生活環境への問題は発生しておらず、また、周辺住民からの苦情も発生していないものの、無届での変更がなされたため、口頭指導を行った。
明屋書店川之江店・シャトレーゼ四国中央川之江店 (四国中央市)	新設	R5. 11. 9	R6. 5. 20	R6. 5. 29	照会中
(仮称) ドラッグコスモス鬼北店 (鬼北町)	新設	R5. 9. 6	R6. 3. 15	R6. 6. 29	令和6年8月下旬以降照会予定
フジ藤原店 (松山市)	変更	R5. 10. 26	R6. 5. 20	R6. 8. 3	令和6年10月上旬以降照会予定

参考資料（関係図面）

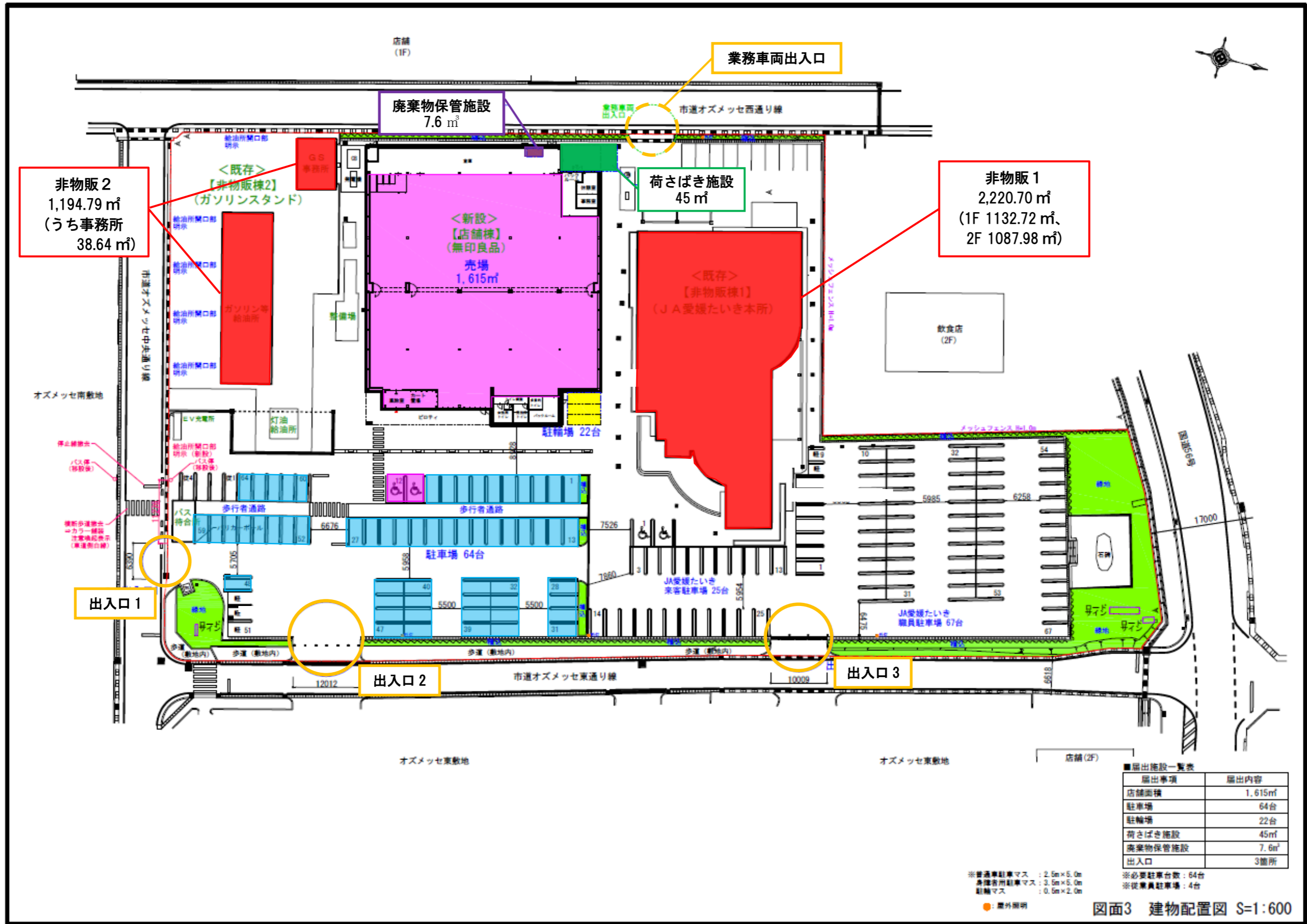
（１）届出案件についての審査（１件）

○オズメッセ西敷地【新設】 1 ~ 8

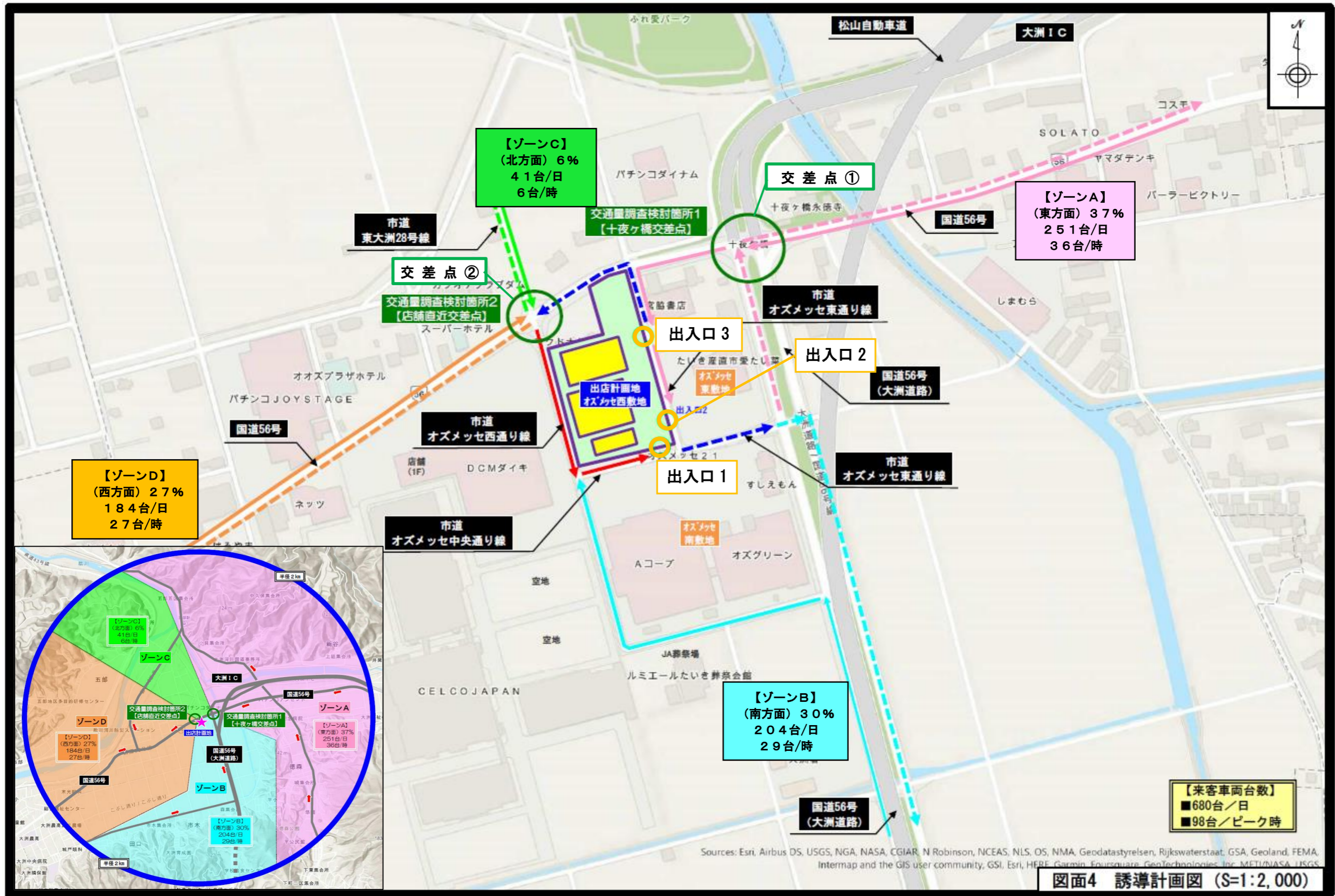
図面① 広域見取図（オズメッセ西敷地）



図面③ 配置図 (オズメッセ西敷地)



図面④ 誘導計画図 (オズメッセ西敷地)

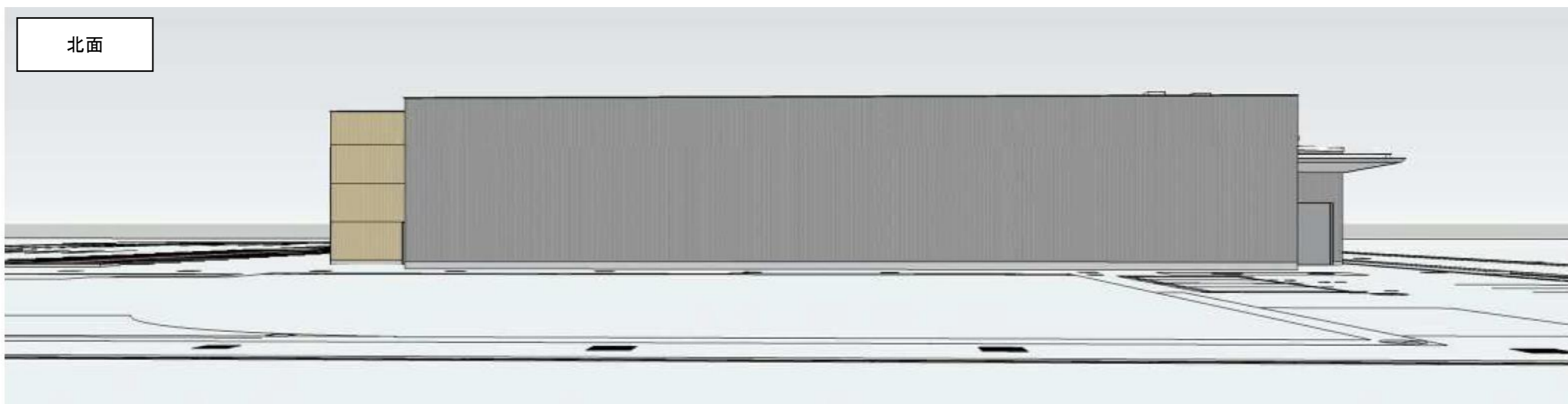


図面⑥ 店舗外観等（オズメッセ西敷地）

東面

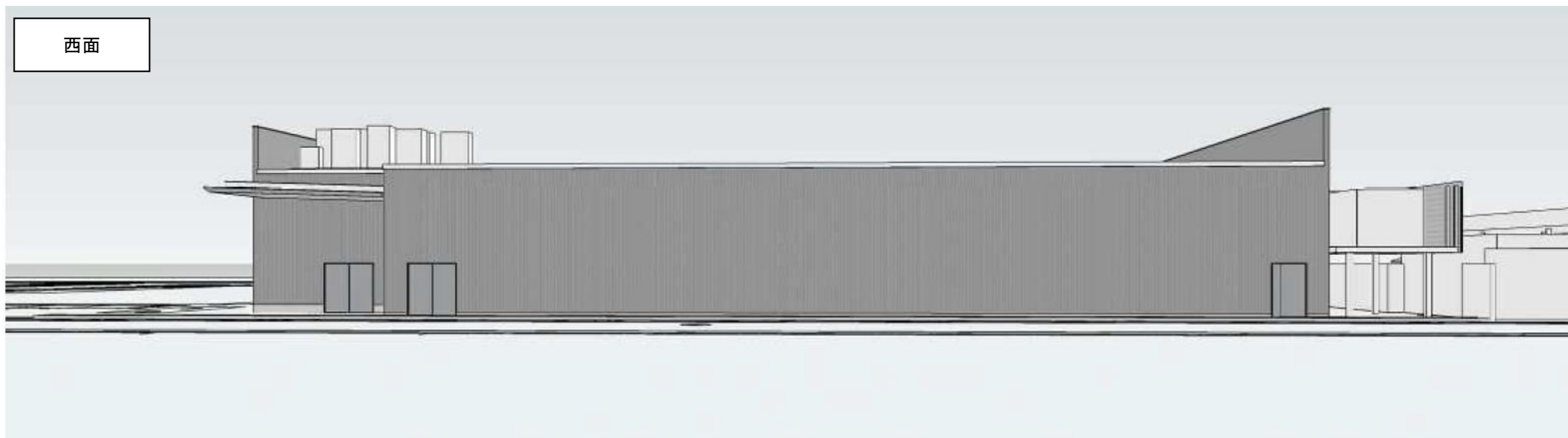


北面

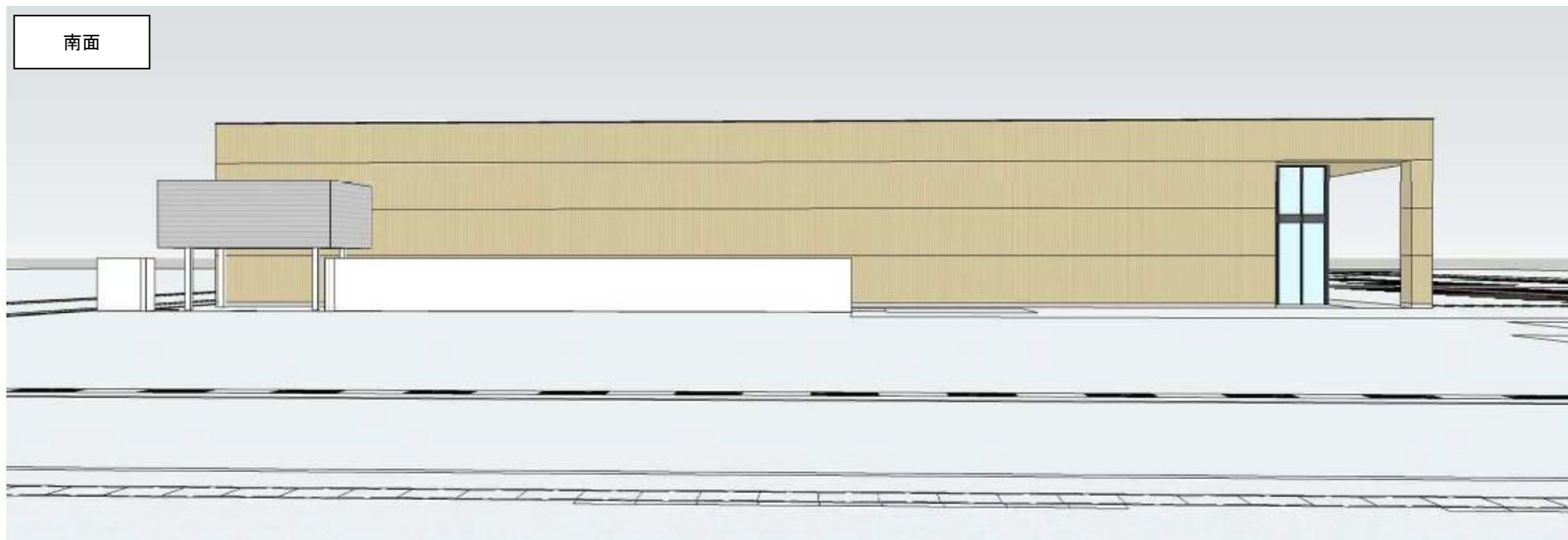


図面⑦ 店舗外観等（オズメッセ西敷地）

西面

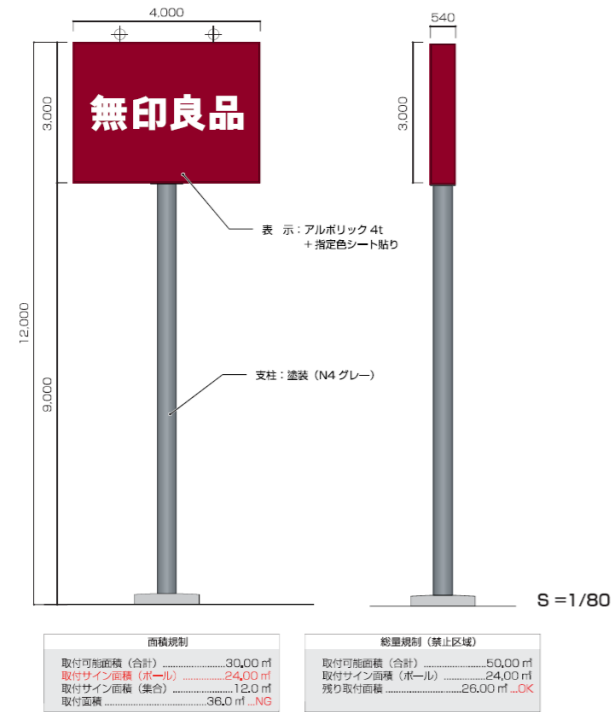


南面



図面⑧ 場内看板等 (オズメッセ西敷地)

○ポールサイン ※サイズは仮。



○給油所開口部サイン



○集合建植サイン

